

受講案内 | 令和8年度

# 社会福祉施設長 資格認定講習課程

施設長になるための  
土台を築くプログラム

受講期間:令和8年4月1日～令和9年3月31日(学習開始6/1～)

受講申込期限:令和8年4月6日(月)必着

事例検討や現場実践の共有ができる

**集合研修**  
(5日間)

オリジナルテキストを活用した

**自宅学習**

中央福祉学院  
ロフォス湘南

1

目的

「社会福祉施設の長の資格要件について（昭和53年2月20日付社庶第13号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）」および「児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（平成23年9月1日付雇児0901第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」による社会福祉施設の長（以下、「施設長」という）として必要な要件を満たしていない者が、通信教育（集合研修5日間を含む）によって施設長として必要な資格要件を取得することを目的としています。

2

受講期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（学習開始は6月1日です）

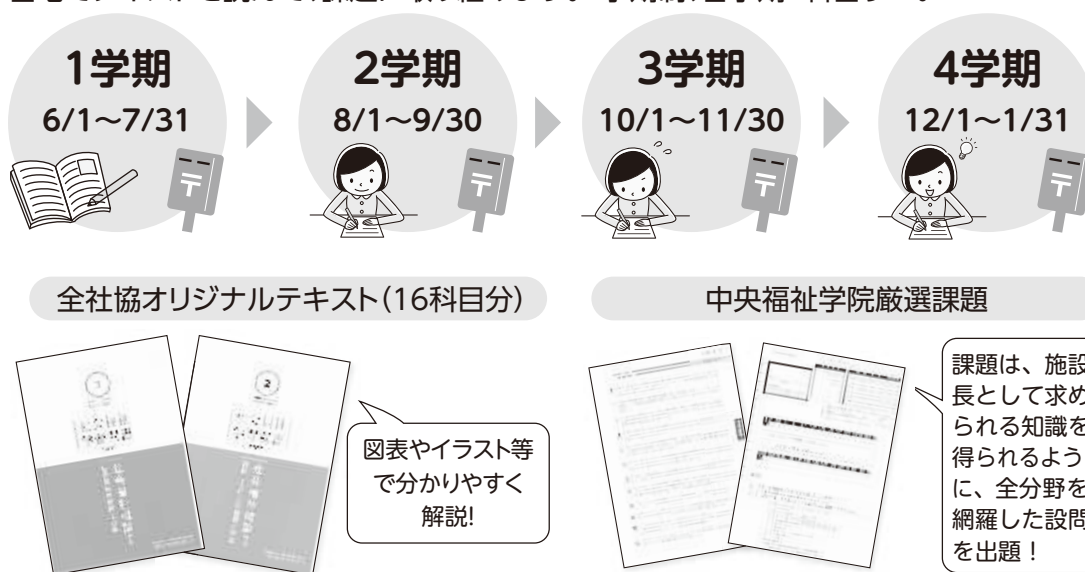
3

学習内容

本課程は、①通信学習（自宅学習）、②集合研修により構成されています。

### 通信学習

自宅でテキストを読んで、課題に取り組みます。4学期制、各学期4科目ずつ。



### 集合研修（5日間）

連続5日間の集合研修に1回出席（令和8年10月～令和9年2月のあいだに設定予定）。指定参加日程等の詳細は受講決定時にご案内します。

| 第1日                          | 第2日                  | 第3日                  | 第4日                             | 第5日                         |
|------------------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 10:00～17:20<br>開講式<br>講義(演習) | 9:30～17:30<br>講義(演習) | 9:30～17:30<br>講義(演習) | 9:30～17:10<br>講義(演習)<br>集合研修テスト | 9:30～12:30<br>講義(演習)<br>閉講式 |

※時間は令和7年度の実績。令和8年度は変更する場合があります。

令和9年3月31日修了!!

※令和8年度中に修了できなかった場合は、  
次年度(令和9年度)に限り受講期間を継続して受講できます(有料)

4月上旬

修了証書  
交付!

詳しくは、中央福祉学院ホームページに掲載いたします「学習の手引」(5月下旬掲載予定)をよく読んで、学習をすすめてください。

105,600円（消費税等込額。テキスト・教材費、集合研修授業料含む）

※集合研修出席に係る交通費・宿泊料・食費は別途ご負担ください。

納入方法

- ①申込後、書類選考を行い、受講決定者に振込用紙を送付します。指定期日までに一括納入してください。分割納入はできません。
- ②受講料の払込手数料は受講者または受講申込者にご負担いただきます。
- ③一度納入いただいた受講料は、送付した教材を使用した場合や、学習開始日（6月1日）以降に受講取消のご連絡をいただいた場合には、原則として返金に応じられません。あらかじめご了承ください。

(1) ①または②に該当する方で下表の「社会福祉施設の長になるための必要な資格要件」を満たしていない方。

①社会福祉施設長就任予定がおおむね5年以内の方 ※施設長就任予定が不確定の場合は、受講できません。

②すでに社会福祉施設長に就任している方

※社会福祉施設長の資格要件については、自治体ごとに基準が異なる場合がありますので、中央福祉学院ではなく、必要に応じて各都道府県・指定都市・中核市の社会福祉研修主管部（局）に照会ください。

(2) 自治体等から受講の要請があった方

| 施設種別 |                              | 社会福祉施設の長になるための必要な資格要件<br>(昭和53年2月20日付社庶第13号厚生省社会局長・児童家庭局長通知および平成23年9月1日付雇児発0901第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知等をもとに中央福祉学院が作成)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |
|------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| (1)  | 救護施設、更生施設                    | ① 社会福祉主事任用資格の要件を有する者<br>② 社会福祉事業に2年以上従事した者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | いずれかに該当する者 |
| (2)  | 盲児施設、ろうあ児施設                  | ① 社会福祉主事任用資格の要件を有する者<br>② 児童福祉司任用資格の要件を有する者<br>③ 児童福祉事業に2年以上従事した者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | いずれかに該当する者 |
| (3)  | 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム    | ① 社会福祉主事任用資格の要件を有する者<br>② 社会福祉事業に2年以上従事した者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | いずれかに該当する者 |
| (4)  | 障害者支援施設                      | ① 社会福祉主事任用資格の要件を有する者<br>② 社会福祉事業に2年以上従事した者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | いずれかに該当する者 |
| (5)  | 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設 | 次のいずれかに該当し、かつ厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けた者<br>① 精神保健又は小児保健（乳児院については、小児保健）に関して学識経験を有する医師<br>② 社会福祉士<br>③ 勤務する施設と同じ種別の施設に3年以上勤務した者<br>④ ①から③までと同等以上の能力を有する者であると都道府県知事等が認める者であって、かつ、次のイからハまでの期間の合計が3年以上のもの又は『厚生労働大臣が指定する講習会』を修了したもの（注）<br>イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間<br>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間<br>ハ 社会福祉施設に勤務した期間（イ又はロの期間を除く。）<br>（注）『厚生労働大臣が指定する講習会』とは、全国社会福祉協議会が行う「社会福祉施設長資格認定講習課程」を指す |            |

6

申込締切  
受講定員

## 申込締切：令和8年4月6日（月）〔必着〕

受講定員：1,000名

7

受講までの  
流れ

申込書提出先は提出時期により異なります。

※提出先窓口は2ヶ所です。申込書はどちらでも提出いただけます（どちらか一方にのみお申込ください）。

※スケジュールは変更する場合もございます。

| 申込書<br>送付先 | 都道府県・指定都市・中核市<br>各社会福祉研修主管部(局) | 中央福祉学院<br>※裏表紙参照                   |
|------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 日程         | 12月                            | 上旬より申込開始                           |
|            | 1月                             |                                    |
|            | 2月                             |                                    |
|            | 3月                             | 上旬より申込開始<br><b>選考結果通知</b> 中旬以降順次発送 |
|            | 4月                             | <b>申込締切 4月6日必着</b>                 |
|            |                                |                                    |
|            | 5月                             | 下旬に教材発送                            |
|            | 6月                             | 学習開始6月1日～                          |

※入金締切は、選考結果通知にてあらためてご案内します。

※5月より順次、教材発送の手配をいたします。受講取消をされる場合は、送料をご負担いただき、教材を返送していただく場合があります。

8

申込方法  
受講者の決定

申込は下記の手順でお願いいたします。

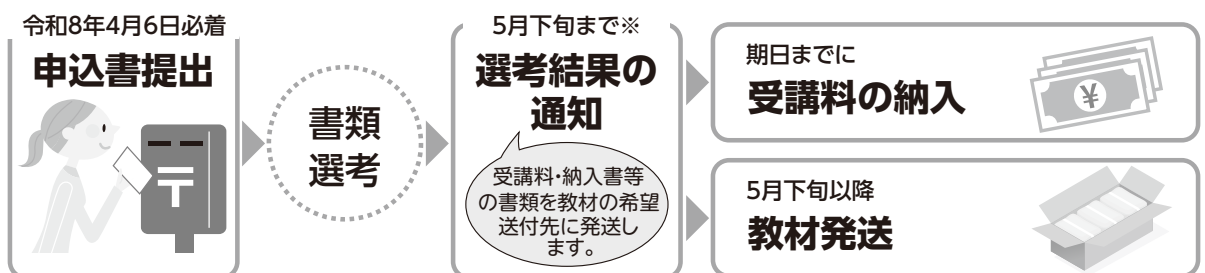
- ① 受講案内に添付もしくは中央福祉学院ホームページに掲載している「受講申込書」に必要事項をもれなくご記入ください。記入にあたっては必ず9・10ページをご覧ください。
- ② 受講申込者は、原則として受講希望者の施設長就任（予定）先の理事長または代表取締役、また、施設・事業所未開設（認可申請中）の場合はその代表者となります。
- ③ 「受講申込書」の記入もれがないことをご確認のうえ提出してください。提出先は提出時期により異なります。

| 提出時期         | 提出先 ※どちらか一方にご提出ください。                                                                                                                                    |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12月～ 申込締切日まで | 中央福祉学院に提出                                                                                                                                               |
| 3月～ 申込締切日まで  | 都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主管部(局)長宛に提出<br>※各主管部(局)問合せ先は中央福祉学院ホームページに掲載しています<br>URL: <a href="https://www.gakuin.gr.jp/link/">https://www.gakuin.gr.jp/link/</a> |

- ④ 記入内容について本学院より問い合わせを行う場合がありますので、勤務先にて必ずコピーを1枚保管してください。

申込にあたっての留意事項【必ずご確認ください】

- ① 本課程は、公立、社会福祉法人立等の施設長を対象として、施設長就任前に受講することが原則ですが、人事異動・施設の開設または施設長交代の時期等により、就任前の受講が困難な場合は、就任後の受講も可能です。
- ② 受講申込後に受講者を変更することはできません。
- ③ 本課程は、施設長就任（予定）者を対象としております。受講申込書の施設長就任（予定）年月を正確にご記入ください。また、就任予定そのものが不確定の場合は受講いただけません。
- ④ 開設準備中の施設の場合、確実に教材等をお届けするため、教材の希望送付先は「自宅」を選択してください。
- ⑤ 下記に該当する場合は申込の受付ができません。
  - ・受講資格に該当しない場合
  - ・申込書に未記入の項目がある場合（任意記入項目を除く）
  - ・本年度以外の申込書用紙を使用した場合
  - ・「受講申込書」に法人名・法人代表者役職名（法人理事長もしくは代表取締役等）・法人代表者名の記入および公印がない場合
- ⑥ 選考は先着順ではありません。



※4月7日までにお申込いただき、書類不備等がなかった場合のスケジュールです。確認に時間を要した場合は6月1日までに教材が到着しない場合があります。

データ入力可能な受講申込書をご用意しています。データ入力用様式は、中央福祉学院ホームページ(<https://www.gakuin.gr.jp>) からダウンロードし、作成したものを印刷して郵送にてお送りください。【講座を探す→社会福祉施設長資格認定講習課程】

中央福祉学院において選考を行い、受講の可否を決定します。選考結果は 原則令和8年5月下旬までに通知します。なお、選考方法等に関するお問い合わせにはお答えできません。

選考結果通知は、申込書で選択いただいた「教材の送付希望先」に郵送しますが、6月1日以後になっても通知が届かない場合には中央福祉学院までご連絡ください。

選考結果は、申込書の提出先に関わらず、施設長就任予定先施設を管轄する都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主管部（局）長にも報告します。

## 個人情報の取扱いについて

申込者の皆様に関する個人情報は、受講の承認及び不承認の決定、承認通知書及び不承認通知書の送付等、受講承認業務関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

加えて、受講を承認し受講者となった皆様に関する個人情報は、研修の受講者台帳および集合研修で配布する参加者名簿の作成、研修テキストや各種資料の送付、履歴状況管理、研修修了後の修了証明書の発行等、本会の研修事業および関連のご案内のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、全国社会福祉協議会「個人情報の保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

全国社会福祉協議会のプライバシーポリシー等は、ホームページに掲載しています。

<https://www.shakyo.or.jp/kojin.html>

### 集合研修の日程

- ・ 集合研修は令和8年10月～令和9年2月のあいだに設定する予定です。連続5日間の講義・演習を1回のみ受講いただきます。詳しい日程は、受講決定時に書面にてお知らせいたします（受講決定前はお案内できませんのでご了承ください）。

### 集合研修の出席回について

- ・ 受講申込時に、集合研修の希望日程は承れません。
- ・ やむを得ない理由（受講者本人の出産、長期傷病、事故等）により、指定した回からの変更は可能ですが、会場定員の都合上、希望回へ変更できない場合もあります。予めご了承ください。（変更の受付は令和8年6月以降に承ります）。

### 集合研修時の宿泊について

宿泊は研修会場に併設のロフォス湘南が便利です。受講者には、別途宿泊や期間中の食事等各種プランをご案内します。もちろん通学でも構いません。

### 集合研修の会場

中央福祉学院（ロフォス湘南）

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

TEL：046-858-1355 FAX：046-858-1356

★アクセス方法は、下記またはホームページ（<https://www.gakuin.gr.jp/>）でご確認ください。

### 中央福祉学院（ロフォス湘南）交通のご案内

**電車・飛行機ご利用の場合**

- JR東京駅から逗子駅までJR横須賀線利用で約60分
- JR新横浜駅から京急汐入駅まで横浜市営地下鉄利用（京急横浜経由）で約50分
- JR新横浜駅から逗子駅までJR横須賀線・横須賀線利用で約50分
- 羽田空港から京急汐入駅または京急逗子・葉山駅まで京急蒲田経由で約60分

**「ロフォス湘南」最寄りの駅よりバスをご利用の場合**

- JR逗子駅または京急逗子・葉山駅からロフォス湘南まで**路線バス**利用で約25分
- 京急汐入駅からロフォス湘南まで**路線バス**利用で約30分
- JR横浜駅東口（YCAT）からロフォス湘南まで**高速路線バス**利用で約45分

**お車ご利用の場合**

- 「横浜横須賀道路」逗子インターチェンジから  
逗葉新道・三浦半島中央道路（トンネル）経由で約15分

アクセス方法・所要時間等の詳細は本学院ホームページにてご確認ください。

- (1) 所定の修了要件を満たした方には、社会福祉施設長資格認定講習課程の修了証書を交付します。
- (2) 修了要件は下記のとおりです。
  - ① 通信授業の全科目を修了すること。
  - ② 集合研修の全日程（5日間）に出席し、修了すること。
- (3) 修了日は、令和9年3月31日となります。修了証書の交付時期は、令和9年4月上旬の予定です。
- (4) 修了結果は、施設長就任予定先施設を管轄する都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主管部（局）長に共有しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 令和8年度中に修了要件を満たせなかった場合、次年度（令和9年度）1年間に限り受講期間を継続して受講できます（未修了科目数に応じた継続受講料を納入いただきます）。

【別表1】 学期別履修科目内容（予定）

| 学期   | 科 目         | 主な内容                                                                                                                                                                      |
|------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1学期 | 社会福祉概論      | 現代における社会問題と社会構造、社会福祉の全体像、専門職、思想・哲学、理論、福祉政策の基本的な視点・構成要素と過程、ニーズと資源、国際比較、福祉サービスの供給と利用の過程、社会福祉の歴史、福祉サービスの特質と理念、福祉サービス発展の経緯と地域共生社会、福祉サービスに係る組織や団体の概要と役割、福祉サービス提供組織の経営理論と経営体制 等 |
|      | 心理学         | 人の心理学的理解、人の成長・発達と心理、日常生活と心の健康、心理的支援の方法と実際 等                                                                                                                               |
|      | 医学一般        | 人の成長・発達、人体の構造と機能、健康のとらえ方、疾病の成り立ち及び回復過程、人間の行動と生活機能、リハビリテーション、公衆衛生、保健医療の動向、医療保険制度、診療報酬制度、保健医療対策、医療施設、保健医療における倫理、保健医療領域における支援の実際 等                                           |
|      | 人事・労務管理論    | 人事管理の重要性、モチベーション論、リーダーシップ、施設の長としての心構え、労働法、労働基準法、労働契約、ワーク・ライフ・バランス、集団労働関係と法 等                                                                                              |
| 第2学期 | 社会福祉援助技術論   | ソーシャルワークの基盤となる考え方、ソーシャルワークの対象と担い手、ソーシャルワークの歴史的発展過程、ソーシャルワーク展開過程の全体像、ソーシャルワークの展開過程、ソーシャルワークの実施、ソーシャルワークを支える要素 等                                                            |
|      | 介護概論        | 介護の目的、介護を必要とする人々と地域共生社会、介護と保健・医療との関係、支援関係の基本、コミュニケーション技術、介護過程、生活支援技術の基本 等                                                                                                 |
|      | 社会福祉施設経営管理論 | 社会福祉法人と社会福祉施設、経営管理の基礎、サービス管理、人事・労務管理、会計管理・財務管理、情報管理 等                                                                                                                     |
|      | 財務管理論       | 財務管理の目的と通知の体系、社会福祉法人の会計、内部統制、問題発見のための会計、予算管理、新規事業計画、バランスト・スコアカード、書用削減 等                                                                                                   |
| 第3学期 | 老人福祉論       | 高齢者の生活と社会、高齢者福祉の理念と発展過程、介護保険制度の概要、地域共生社会と地域包括ケアの推進、高齢者と家族等への支援の実際 等                                                                                                       |
|      | 公的扶助論       | 現代社会と公的扶助、生活保護制度の概要と実務、生活保護における相談援助と自立支援、生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金貸付制度、ホームレス状態にある人々への支援 等                                                                                        |
|      | 地域福祉論       | 地域社会の変化と多様化・複雑化した地域生活課題、地域福祉の主体と形成、地域福祉の概念と理論、地域福祉の発展過程とこれから、福祉行政システム、福祉計画の意義と種類、包括的支援体制の構築、包括的な支援とソーシャルワーク、災害時における支援体制 等                                                 |
|      | 社会保障論       | 現代社会における社会保障制度の現状と課題・概念・対象・理念、社会保障と財政、社会保障と社会扶助、年金保険・医療保険・労働保険・社会福祉制度・社会手当制度等の概要 等                                                                                        |
| 第4学期 | 児童家庭福祉論     | 児童家庭福祉の理念、子どもの人権・権利保障、児童・家庭の生活実態とこれを取巻く社会環境、児童家庭福祉制度における組織及び団体の役割、児童家庭福祉の支援の実際 等                                                                                          |
|      | 障害者福祉論      | 障害の概念と障害者の実態、障害者福祉の理念、障害者福祉の歴史、障害者に対する法制度、障害者と家族等に関する支援の実際 等                                                                                                              |
|      | 法学          | 法の基礎、ソーシャルワークと法のかかわり（憲法、民法、行政法）、権利擁護と成年後見制度、刑事司法と福祉 等                                                                                                                     |
|      | 社会学         | 現代社会の理論、人口の構造と変化、健康と社会、家族とジェンダー、生活とライフコース、災害と復興、地域社会とその変容、社会問題とマイノリティ、福祉国家と福祉社会、グローバル化する世界、社会調査の基礎 等                                                                      |

【別表2】 法人区分コード一覧

| コード | 法 人 区 分           | コード | 法 人 区 分 | コード | 法 人 区 分 |
|-----|-------------------|-----|---------|-----|---------|
| 01  | 行政                | 17  | 協同組合    | 39  | その他公益法人 |
| 02  | 一部事務組合            | 18  | 宗教法人    | 51  | 株式会社    |
| 03  | 独立行政法人            | 21  | 一般社団法人  | 52  | 有限会社    |
| 09  | その他公法人            | 22  | 一般財団法人  | 53  | 合同会社    |
| 11  | 社会福祉法人            | 23  | 公益社団法人  | 54  | 合資会社    |
| 12  | 医療法人              | 24  | 公益財団法人  | 69  | その他営利法人 |
| 13  | 特定非営利活動法人（NPO 法人） | 25  | 社会医療法人  | 99  | その他     |
| 16  | 学校法人              | 26  | 特定医療法人  |     |         |

## 【別表3】勤務先種別コード一覧

| コード         | 勤 務 先                        |
|-------------|------------------------------|
| 行政関係        |                              |
| 001         | 都道府県・指定都市・中核市本庁              |
| 002         | 福祉事務所                        |
| 003         | 市区役所・町村役場                    |
| 004         | 相談所（児童・女性・更生）                |
| 005         | 保健所                          |
| 006         | 保護観察所                        |
| 099         | その他（行政機関）★                   |
| 保護施設        |                              |
| 101         | 救護施設                         |
| 102         | 更生施設                         |
| 103         | 医療保護施設                       |
| 104         | 授産施設（生活保護法）                  |
| 105         | 宿所提供施設（生活保護法）                |
| 高齢者関係施設・事業所 |                              |
| 201         | 養護老人ホーム                      |
| 202         | 特別養護老人ホーム<br>（介護老人福祉施設）      |
| 203         | 軽費老人ホーム<br>（A・B・ケアハウス）       |
| 204         | 老人福祉センター                     |
| 205         | 老人休養ホーム                      |
| 206         | 老人憩の家                        |
| 207         | 老人デイサービスセンター<br>（通所介護事業所）    |
| 208         | 老人短期入所施設<br>（短期入所生活介護事業所）    |
| 209         | 在宅（老人）介護支援センター               |
| 210         | 生活支援ハウス<br>（高齢者生活福祉センター）     |
| 821         | 有料老人ホーム                      |
| 822         | 介護老人保健施設                     |
| 823         | 介護療養型医療施設・介護医療院              |
| 825         | 通所リハビリテーション事業所               |
| 827         | 訪問看護事業所                      |
| 828         | 訪問介護事業所                      |
| 829         | 訪問入浴介護事業所                    |
| 830         | 居宅介護支援事業所                    |
| 831         | 福祉用具貸与事業所                    |
| 832         | 認知症対応型共同生活介護<br>（高齢者グループホーム） |
| 833         | 地域包括支援センター                   |
| 834         | 小規模多機能型居宅介護事業所               |
| 835         | サービス付き高齢者向け住宅                |
| 299         | その他（高齢者関係施設・事業所）★            |

| コード         | 勤 務 先              |
|-------------|--------------------|
| 障害者関係施設・事業所 |                    |
| 411         | 身体障害者福祉センター        |
| 414         | 補装具製作施設            |
| 415         | 視覚障害者情報提供施設        |
| 417         | 盲導犬訓練施設            |
| 862         | 障害者支援施設（入所施設）      |
| 863         | 相談支援事業所            |
| 864         | 地域活動支援センター         |
| 865         | 居宅介護事業所            |
| 866         | 重度訪問介護事業所          |
| 867         | 同行援護事業所            |
| 868         | 行動援護事業所            |
| 869         | 重度障害者等包括支援事業所      |
| 870         | 短期入所事業所            |
| 871         | 療養介護事業所            |
| 872         | 生活介護事業所            |
| 874         | 自立訓練（機能訓練）事業所      |
| 875         | 自立訓練（生活訓練）事業所      |
| 876         | 就労移行支援事業所          |
| 877         | 就労継続支援（A型）事業所      |
| 878         | 就労継続支援（B型）事業所      |
| 879         | 共同生活援助事業所          |
| 880         | 移動支援事業所            |
| 881         | 福祉ホーム              |
| 499         | その他（地域生活支援事業等）★    |
| 婦人保護施設      |                    |
| 501         | 女性自立支援施設           |
| 母子福祉施設      |                    |
| 580         | 母子福祉センター           |
| 児童福祉施設      |                    |
| 521         | 助産施設               |
| 522         | 乳児院                |
| 523         | 母子生活支援施設           |
| 524         | 保育所                |
| 810         | 認定こども園（保育所型、幼保連携型） |
| 526         | 児童館                |
| 527         | 児童養護施設             |
| 538         | 児童心理治療施設           |
| 539         | 児童自立支援施設           |
| 540         | 児童家庭支援センター         |
| 541         | 児童発達支援センター         |
| 542         | 児童発達支援事業所          |
| 543         | 福祉型障害児入所施設         |
| 544         | 医療型障害児入所施設         |
| 545         | 放課後等デイサービス事業       |
| 599         | その他（児童福祉関係施設・事業所）★ |

| コード         | 勤 務 先                      |
|-------------|----------------------------|
| その他の社会福祉施設等 |                            |
| 801         | 授産施設（左記以外）                 |
| 802         | 宿所提供施設（生活保護法以外）            |
| 820         | 無料低額宿泊所<br>（日常生活支援住居施設も含む） |
| 803         | 無料低額診療施設                   |
| 804         | 隣保館                        |
| 807         | 母子健康センター                   |
| 808         | 青少年相談センター                  |
| 844         | 小規模作業所（福祉作業所）              |
| 891         | 国立療養所                      |
| 892         | 生活困窮者自立支援事業                |
| 904         | 病院・診療所                     |
| 899         | その他（社会福祉施設等）★              |
| 団体等         |                            |
| 901         | 都道府県・指定都市社会福祉協議会           |
| 902         | 市区町村社会福祉協議会                |
| 903         | 社会福祉法人本部（事務局）              |
| 999         | その他<br>（社会福祉施設等以外）★        |
| その他         |                            |
| 981         | 無職                         |

★勤務先種別について直接該当するものがない場合は099、299、499、599、899、999のうち該当するものを選択のうえ、具体的な勤務先種別名を  
その他欄にご記入ください。

また、総合施設や多機能型事業所に勤務している場合には、主に勤務を行っている施設・事業所の種別をご選択ください。

## 【参 考】

### 経営区分について

【民立民営】・・・設置・運営とも民間が主体。

【公立公営】・・・設置・運営とも公共団体（行政）が主体。

【公立民営】・・・設置は公共団体（行政）が行い、運営は民間が行う。

## 【別表4】職種コード一覧

| コード  | 職 種        |
|------|------------|
| 経営者等 |            |
| 001  | 会長         |
| 002  | 理事長        |
| 003  | 企業・団体等の代表者 |
| 004  | 常務理事       |
| 005  | 理事         |
| 007  | 監事         |
| 099  | その他の役員 ★   |
| 管理者等 |            |
| 101  | 施設長        |
| 102  | 部長・課長・所長等  |
| 103  | 個人事業主      |
| 104  | 事務局長       |
| 105  | 副施設長       |
| 151  | 次長         |
| 152  | 事務局次長      |
| 161  | 事務長        |
| 199  | その他の管理者 ★  |

| コード | 職 種              |
|-----|------------------|
| 職員等 |                  |
| 162 | サービス提供責任者        |
| 163 | サービス管理責任者        |
| 201 | 主任生活相談・支援員       |
| 202 | 主任介護職員           |
| 203 | 主任保育士            |
| 204 | 査察指導員・スーパーバイザー   |
| 211 | 生活相談・支援員         |
| 212 | 介護職員             |
| 213 | 保育士              |
| 214 | ホームヘルパー（訪問介護員）   |
| 215 | 介助員              |
| 216 | 現業員（ケースワーカー）     |
| 226 | 福祉司（身体障害・知的障害）   |
| 227 | 児童福祉司            |
| 218 | 指導主事             |
| 219 | 相談員・MSW・PSW      |
| 220 | ケアマネジャー（介護支援専門員） |
| 221 | 職業指導員            |
| 222 | 就労支援員            |
| 223 | 行動援護従事者          |

| コード | 職 種            |
|-----|----------------|
| 224 | 保育教諭           |
| 225 | 機能訓練指導員        |
| 301 | 作業療法士          |
| 302 | 理学療法士          |
| 303 | 言語療法士          |
| 304 | 検査技師           |
| 305 | 保健師            |
| 306 | 看護師（准看護師を含む）   |
| 307 | 医師             |
| 402 | 管理人            |
| 403 | 世話人            |
| 404 | 調理員            |
| 405 | 栄養士            |
| 406 | 事務職員           |
| 501 | 福祉活動指導員        |
| 503 | 福祉活動専門員        |
| 504 | ボランティアコーディネーター |
| その他 |                |
| 999 | その他の職種 ★       |

★ 上記に該当する職種がない場合は999を選択し、その他欄に具体的な職種をご記入ください。複数の職種を兼務されている方は、主に担当する業務の職種についてコードを選択してください。また、「099その他の役員」、「199その他の管理者」を選択された方も具体的な職名を記入してください。

## 【別表5】取得済資格コード一覧

| コード    | 資 格              |
|--------|------------------|
| 社会福祉関係 |                  |
| 001    | 社会福祉士            |
| 002    | 精神保健福祉士          |
| 003    | 介護福祉士            |
| 004    | 介護職員基礎研修課程修了     |
| 005    | ホームヘルパー1級課程修了    |
| 006    | ホームヘルパー2級課程修了    |
| 007    | ホームヘルパー3級課程修了    |
| 008    | 介護支援専門員（ケアマネジャー） |
| 009    | 保育士              |
| 010    | 言語聴覚士            |
| 011    | 視能訓練士            |
| 012    | 手話通訳士            |
| 013    | 盲導犬訓練士           |
| 014    | 福祉住環境コーディネーター    |
| 015    | 義肢装具士            |
| 016    | 福祉用具専門相談員        |
| 017    | サービス介助士          |
| 018    | 管理栄養士            |
| 019    | 栄養士              |
| 020    | 社会福祉主事任用資格       |
| 021    | 児童福祉司任用資格        |
| 022    | 身体障害者福祉司任用資格     |
| 023    | 知的障害者福祉司任用資格     |
| 024    | 児童指導員任用資格        |
| 025    | 介護職員初任者研修        |
| 026    | 認知症介護実践者研修       |
| 027    | 喀痰吸引等研修          |
| 099    | その他社会福祉関係の資格     |
| 医療関係   |                  |
| 101    | 医師               |
| 102    | 看護師（准看護師を含む）     |
| 103    | 保健師              |

| コード  | 資 格        |
|------|------------|
| 104  | 理学療法士      |
| 105  | 作業療法士      |
| 106  | 助産師        |
| 107  | 薬剤師        |
| 199  | その他医療関係の資格 |
| 学校関係 |            |
| 201  | 幼稚園教諭      |
| 202  | 小学校教諭      |
| 203  | 中学校教諭      |
| 204  | 高等学校教諭     |
| 205  | 養護学校教諭     |
| 206  | 特別支援学校教諭   |
| 207  | 特別支援学校の長   |
| 208  | 養護教諭       |
| 209  | 栄養教諭       |
| 299  | その他学校関係の資格 |
| 会計関係 |            |
| 501  | 公認会計士      |
| 502  | 税理士        |
| 503  | 日商簿記検定1級   |
| 504  | 日商簿記検定2級   |
| 505  | 日商簿記検定3級   |
| 506  | 日商簿記検定4級   |
| 507  | その他簿記検定    |
| 599  | その他会計関係の資格 |
| 法律関係 |            |
| 701  | 弁護士        |
| 702  | 司法書士       |
| 703  | 行政書士       |
| 704  | 社会保険労務士    |
| 799  | その他法律関係の資格 |
| その他  |            |
| 999  | その他        |

# 記入例

記入の際は必ずご確認ください。

申込書の「\*」のある項目は必須項目です。記入もれのないようにご注意ください。記入する際は、黒または青のボールペンで記入してください。消せるボールペンや鉛筆・シャープペンシル等は使用しないでください。

※その他の項目は任意記入です。なお、任意記入の項目は選考にあたっての参考とはいたしません。

修正時は黒字二重線で消し（訂正印不要）、空いているスペースに正しく書き直してください。

自署（直筆のサイン）のみ。

施設長就任（予定）先からお申込ください。

## 令和8年度 社会福祉施設長資格認定講習課程 受講申込書

中央福祉学院長様

下記の者に標記課程を受講させたく申し込みます。

\* 記入日： 年 月

\* 問合せ担当者：

(TEL：)

施設長就任（予定）先法人

法 名

ロフォス福祉会

法人代表者役職名

理事長

法人代表者名

葉山 花子

\* 公印  
場合は受  
しませ

公印に役職名が含まれる場合は、記入いただく「法人代表者役職名」と必ず一致させてください。  
現勤務先と施設長就任予定先が異なる場合は、施設長就任予定先の公印を押印してください。

↓ \* の項目は必須記入です。必須項目に記入もれのある場合、申し込みは無効となります。

濁点（・）等は、同じマスに記入。

0 申込書提出先

1 1…中央福祉学院直送 2…管轄の自治体(各社会福祉研修主官部(局))

申込書の提出先は、提出時期により異なります。詳しくは3ページをご確認ください。

\* 1 受講希望者氏名(カナ)

姓 ガ ク イ ン 名 タ ロ ウ

\* 2 受講希望者氏名(漢字)

姓 学 院 名 太 郎

\* 3 生年月日(西暦で記入)

1 9 7 5 年 0 3 月 1 5 日

\* 4 性別

1 1…男 2…女

\* 5 自宅住所

〒 2 4 0 - 1 2 3 4 神 奈 川 都 道 三 浦 郡

湘 南 国 際 村 1 - 1 1 ロ フ オ ス ハ イ ツ A -

0 4 6 - 8 5 8 - 1 3 5 5

0 4 6 - 8 5 8 - 1 3 5 6

0 9 0 - 1 2 \* 4 - 5 6 7 8 (固定電話がない場合は携

\* 6 自宅電話番号

\* 7 自宅FAX番号

\* 8 携帯電話番号

\* 9 メールアドレス  
※受講案内10ページを  
ご確認ください

t a r o @ h a y a m a . n e . j p

携帯番号必須。なお  
固定電話の  
ない場合は  
携帯番号の  
み記入。

丁目、番地等はハイフンで記入（一丁目二番地なら、1-2と記入）。  
「大字」「字」は省略。  
建物名まで明記。  
マスが足りない場合は空いているスペースにはみ出して可。

### 〔現勤務先〕

令和8年4月1日現在、在籍している勤務先の情報をご記入ください。

\* 10 勤務先経営区分

1 1…民立民営 2…公立民営 3…公立公営(経営区分については7ページをご覧ください)

\* 11 勤務先法人名

法人区分(別表2参照) 1 1 法人名 ロ フ オ ス 福 祉 会

\* 12 勤務先名

特 別 養 護 老 人 ホ ー ム ロ フ オ ス

\* 13 勤務先部署名

介 護 事 業 部

\* 14 勤務先種別

2 0 2 別表3をご覧ください。 その他の場合具体的に⇒( )

\* 15 受講希望者の現職種(令和8年4月1日現在)

4 0 6 別表4をご覧ください。 その他の場合具体的に⇒( )

\* 16 勤務形態

1 1…常勤 2…非常勤

\* 17 勤務先住所

〒 2 1 1 - 9 9 9 9 神 奈 川 都 道 横 浜 市 葉 山 区

上 山 口 1 2 - 1 - 1

\* 18 勤務先電話番号

0 4 5 - 1 2 \* 4 - 2 3 4 \* 内線 3 0 2 3

\* 19 勤務先FAX番号

0 4 5 - 1 2 \* 4 - 0 1 2 \*

法人区分名（社会福祉法人、株式会社等）は省略。

\* 20 教材の希望送付先

2 1…自宅 2…勤務先(現勤務先住所へ発送します)(未記入の場合は勤務先にお送りします)

\* 21 経験年数(令和8年4月1日現在)

現職経験年数 0 3 年 0 4 月 福祉事業通算経験年数 0 5 年 0 4 月

\* 22 施設長就任（予定）年月

2 0 2 7 年 0 4 月

裏面も必ずご記入ください⇒

中央福祉学院記入欄

取りまとめ自治体

受付番号

## 受講申込書の記入例（裏）

### 【施設長就任予定先】

#### \*23 施設長就任予定先

- 24 施設長就任予定先経営区分  
25 施設長就任先種別  
26 施設長就任予定先法人名  
27 施設長就任予定先施設名  
28 施設長就任予定先住所

2 令和8年4月1日現在の勤務先(項目12)と施設長就任予定先について回答ください。  
1…同じ 2…異なる(「2…異なる」を選択した方は、下記24～28もご記入ください。)

1 1…民立民営 2…公立民営 3…公立公営(経営区分については7ページ参照)

2 0 7 別表3をご覧ください。 その他の場合具体的に⇒( )

法人区分(別表2参照) 1 1 法人名 ロ フ オ ス 福 社 会

中 央 福 祉 サ イ バ ー シ ス セ ン タ

〒 1 1 1 - 0 0 0 0 神 奈 川 都 道 府 横 浜

上 山 口 1 1 - 1

令和8年4月1日時点の勤務先と施設長就任予定先が異なる場合は、必ず24～28もご記入ください。

#### \*29 本研修を知った手段

- 30 最終学歴

- 31 取得済資格

#### \*32 研修案内等の送付

- 33 その他特記事項

4 1…中央福祉学院ホームページ 2…受講案内(郵送) 3…都道府県・指定都市社協からの案内 4…市区町村社協からの案内  
5…新聞・雑誌等の広告⇒( )  
6…メールニュース等 7…その他⇒( )

5 1…大学院修了 2…4年制大学卒業 3…3年制短大卒業 4…2年制短大卒業  
5…専門学校卒業 6…高校卒業 7…中学卒業 8…その他⇒( )

0 2 0 別表5をご覧ください。すでに取得した資格の数字をお書きください。

1 全国社会福祉協議会からの研修、出版物の案内送付を希望する場合は「1」、希望されない場合は「2」をご記入ください(未記入の場合は「1」とさせていただきます)。

特別な配慮等が必要な内容をご記入ください  
(例：聴覚障害のため手話通訳が必要、車椅子(持参)を使用、受講希望者氏名が姓・名各10文字を超える場合等)

本課程は「福祉施設長専門講座」(最終ページ参照)とは異なります。

## ご注意ください！

| 内 容     | 注意事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公印      | <p>「公印」は、法人名もしくは勤務先名が入っているもので、役職名のみのもは受付できません。</p> <p>なお、公印に役職名が含まれる場合は、所属長の役職記入欄と必ず一致させてください(例：公印に「会長」とある場合には、役職記入欄も「会長」を記入してください)。異なる場合は受付できません。また、私印では原則受付できません。</p>                                                                                                                                                                                    |
| 使用するペン  | <p>必ずボールペンでご記入ください。</p> <p>消せるボールペンや鉛筆等は使用しないでください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| メールアドレス | <p>携帯電話(スマートフォン)のアドレスを登録する場合は、「@shakyo.or.jp」「noreply@mailglw.ingelc.com」のドメインからのメールを受信できるように設定ください。</p> <div> <p>特に判別が難しい似ている英数字は丁寧に記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数字の0(ゼロ)とアルファベットのO(オー)</li> <li>・数字の1とアルファベットのl(エル)</li> <li>・数字の9とアルファベットのq(キュー)</li> <li>・アルファベットのa(エイ)とd(ディー)</li> <li>・記号の_(アンダーバー)と-(ハイフン)</li> </ul> </div> |



イメージ

## 中央福祉学院がある「ロフォス湘南」では、研修施設と宿泊施設が一体となり、学習に最適な環境をご提供します

中央福祉学院のある建物の愛称はロフォス湘南（ロフォス…ギリシャ語で「丘」を意味する）といいます。ロフォス湘南は、受講者の皆さまに快適な研修、宿泊、レストランサービスを提供いたします。

宿泊・レストランの運営を委託しているヨコハマグランドインターコンチネンタルホテルによる一流のホスピタリティとサービス、新鮮な三浦半島の食材を活かした多彩なお料理をお楽しみいただけます。

### ゆとりあるくつろぎの空間で快適なセミナーライフ



#### ■ 宿泊部屋

大きめのデスクと明るい照明、広めのベッドを完備し学びやすい環境が整っています。また、全てのお部屋が車椅子でも利用可能となっておりますが、さらに配慮したユニバーサルタイプもございます。

#### ◆ お部屋設備

加湿空気清浄機、冷蔵庫、テレビ、金庫、電気ポット、ヘアドライヤー、無料Wi-Fi

#### ◆ アメニティ

バスタオル、フェイスタオル、ボディタオル、ナイトウェア、シャンプー・コンディショナー、ボディーソープ、ハンド&フェイスソープ、歯磨きセット、ヘアゴム、ヘアブラシ、レザー、入浴剤、綿棒、スリッパ、湯呑、マグカップ、お茶（ティーバッグ）、ミネラルウォーター

#### ■ レストランアクティ

レストランアクティでは、三浦半島ならではの新鮮な海の幸や山の幸をご提供しております。吟味された四季折々の旬の食材をふんだんに取り入れた創作料理の数々は、お客様のご滞在にきっと彩を添えることでしょう。



#### ■ ラウンジ

ティータイムにはパティシエ自慢のスイーツをお楽しみいただけます。夜はスクーリング後のご歓談などにもご利用いただけます。



### 福祉施設長専門講座について

本学院では、社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した方々等を対象に、より実践的なスキルアップをめざす「福祉施設長専門講座」を開講しています。

本講座は、社会福祉施設長（または施設長相当の業務を担当する方）を主な対象として、オンデマンド動画視聴、集合研修（9月と2月の2回：予定）、レポートの提出によりマネジメントの基本を学びます。

オンデマンド動画視聴で、人事労務管理、財務管理、経営管理に関する知識・視点について学び、集合研修では、自組織の経営課題の明確化を行うとともに解決に向けた行動計画を作成します。

また、「地域共生社会の実現における社会福祉施設の役割と実践」、「社会福祉施設のサービス管理」をテーマとするレポートを作成します。

本講座の修了者は、「福祉施設士」の資格証書が交付され、\*日本福祉施設士会の入会資格を得られます。

受講資格や学習内容等、詳細は本学院ホームページをご覧ください。

\*施設種別を横断した組織として、生涯研修を通して「福祉施設士」資格を有する施設長が、高い専門性を備え資質を高め、社会福祉の発展に寄与することを目的に活動。在籍会員数は約800名（2025〔令和7〕年10月現在）にのぼります。

※「福祉施設長専門講座」は、社会福祉施設長の資格を取得するための講座ではありません。



お問い合わせ

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

中央福祉学院 社会福祉施設長資格認定講習係

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

TEL.046 (858) 1355 FAX.046 (858) 1356

[ホームページ] <https://www.gakuin.gr.jp/>

中央福祉学院

検索